

募集要項

(1) 申込資格	取扱店舗として登録できる者は、市内に店舗等を有する者とし、複数の店舗等を持つ者は、店舗等ごとに登録するものとします。 ただし、住民登録が鎌倉市にある個人事業主又は本店が市内にある法人が経営する店舗等を除き、次に掲げる店舗等は登録ができません。 ① 大規模商業施設(建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超える大規模小売店舗)内にある店舗等 ② チェーン店(業態・事業内容等にかかわらず、事業者が単一資本で合計11以上の事業所・店舗等を経営している場合の各店舗等)
(2) 登録料	無料
(3) 対象品目	商品券は、原則として取扱店舗のすべての商品、サービス等の支払いに使用可能としていただきます。(下記(4)対象外品目を除く)
(4) 対象外品目	次の①から⑤に該当するものは、商品券の使用対象外とします。 ① 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務 ③ 国税、地方税や使用料などの公租公課 ④ 商品券そのものの転売や換金 ⑤ その他、鎌倉市が使用について相応しくないと判断した商品、サービス
(5) 厳守事項	① 電子商品券の偽造等、不正の疑いがある場合は、電子商品券での取引を拒否するとともに、速やかに市へ報告すること。 ② ①に掲げる場合を除き、電子商品券での取引を拒んではならないこと。 ③ 電子商品券を対価の弁済手段として(4)対象外品目に規定する取引を行ってはならないこと。 ④ 誠実に電子商品券での取引を行うとともに、関係法令等を遵守しなければならない。 ⑤ 市との連携体制を構築し、必要に応じて市からの指示に従うこと。 ⑥ 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等でないこと、並びにこれらの者と密接な関係を有するものでないこと。
(6) 換金方法	① 締め日ごとに自動集計され、あらかじめ決められた決済日に売上金を登録口座へ振り込みます。振込日は、登録後にお届けする「2026 縁むすびカード取扱いの手引き」をご確認ください。 ② 換金手数料は無料となります。

取扱店舗の取り消し等について

上記募集要項(5) 厳守事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗登録を取り消す場合があります。また、当該違反により損害金が発生した際は、請求する場合があります。

下記誓約事項をご一読の上、
「取扱店舗登録申請書兼誓約書」下部の署名欄に必要事項をご記入ください。

- 〈誓約事項〉
- 商品の販売またはサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
 - 電子商品券の使用できない商品に対して、電子商品券での支払いを受け付けません。
 - 電子商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
 - 電子商品券の有効期間中は、真にやむを得ない事情がない限り、途中辞退は致しません。
 - 電子商品券の使用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、取扱店舗側の責に帰すると認められた場合、自ら解決に努めます。
 - 募集要項等の内容に記載されている内容に同意し、遵守します。
 - 電子商品券の取り扱いに関して鎌倉市から改善要請等があった場合には、それに従います。
 - 電子商品券の取扱店舗として、店舗名・所在地・電話番号・業種・取扱品目等の公表について同意します。
 - 取扱店舗のステッカーを店舗入口等利用者の目に留まる箇所に明示するよう努めます。
 - 上記募集要項(5) 厳守事項に基づき、鎌倉市が必要と判断した場合、関係機関に情報提供することに同意します。



鎌倉市内の事業者のみなさまへ

鎌倉応援
物価高騰対策電子商品券

2026縁むすびカード 取扱店舗募集の ご案内



操作はカンタン!
換金手続も不要!



地元をつなぐ、おかいもの

食料品などの物価高騰がつつくなか、市民の家計を支援するとともに、市民による市内での消費活動を活発化するために、鎌倉応援物価高騰対策電子商品券「2026縁むすびカード」事業を展開します。これに伴って、「2026縁むすびカード」を使用できる取扱店舗を募集します。

「操作方法」「換金方法」など
詳しくは専用HPへ



詳しくは専用ホームページをご覧ください、
コールセンターへご連絡ください。

【2026縁むすびカードの概要】

- 名称: 鎌倉応援物価高騰対策電子商品券「2026縁むすびカード」
- 発行者: 鎌倉市
- 発行額: 1人あたり5,000円
- 発行総額: 8億7千万円(予定)
- 発行対象者: 全鎌倉市民
(令和8年4月1日時点で鎌倉市に住民登録がある市民)

【2026縁むすびカードの利用期間】

令和8年 6月17日(水) ▶ 令和8年 9月16日(水)

取扱店舗一覧チラシ 掲載店舗募集期間

この期間に応募した店舗は広報かまくら6月号に折り込んで全戸配付する取扱店舗一覧チラシに掲載します。

令和8年 4月10日(金)

令和8年 4月28日(火)

取扱店舗は4/29(水)以降も継続して募集します!
また、すべての取扱店舗は専用HPにて掲載します。

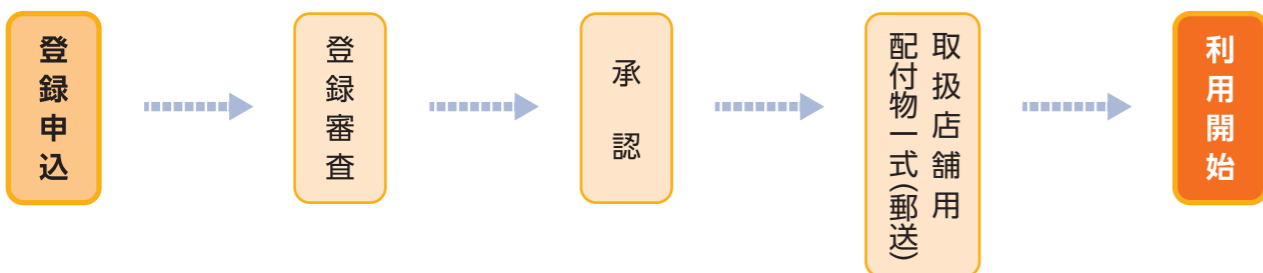
参加資格

鎌倉市内に店舗を有する方（複数の店舗等を有する場合は店舗ごとに登録が必要となります。）

登録できない店舗

- ①大規模商業施設※内にある店舗等 ※大規模商業施設…建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超える大規模小売店舗
 - ②チェーン店 業態・事業内容にかかわらず、事業者が単一資本で合計11以上の事業所・店舗等を経営している場合の各店舗
- ※ただし、①、②とも住民登録が鎌倉市にある事業者と本店が鎌倉市内にある法人が経営する店舗を除きます。

お申込みから利用開始までの流れ



取扱店舗募集、登録方法の説明会を開催します。開催情報については専用ホームページをご覧ください。コールセンターへお問い合わせください。

お申込み方法

右の「取扱店舗登録申請書兼誓約書」※または「2026緑むすびカード」専用ホームページ上の申込フォームに必要事項を記入または入力し、誓約事項に同意の上、下記のいずれかの方法で申請してください。

※「取扱店舗登録申請書兼誓約書」は「2026緑むすびカード」専用ホームページからもダウンロード出来ます。

1 《「2026 緑むすびカード」専用ホームページ上の申込フォームからのお申込み》
 専用ホームページの申込フォームへアクセスし、必要事項を入力してください。
 右の二次元コードから専用ホームページへアクセスできます。
 URL : <https://main.dvm5596s0pih6.amplifyapp.com/>



2 《FAXでのお申込み》
 取扱店舗登録申請書兼誓約書に必要事項を記入し、下記FAX番号へ送信してください。
 FAX 番号 : 03-6730-6027

3 《郵送でのお申込み》
 取扱店舗登録申請書兼誓約書に必要事項を記入し、下記宛先へお送りください。
 宛先 : 〒135-0062 東京都江東区東雲1-7-12 KDX豊洲グランスクエア3階
 鎌倉市「2026緑むすびカード」事務局(株式会社KBC) 吉田、村田宛

取扱店舗一覧チラシ 掲載店舗募集期間

この期間に応募した店舗は広報がまくら6月号に折り込んで全戸配付する取扱店舗一覧チラシに掲載します。

令和8年4月10日(金)～令和8年4月28日(火)

取扱店舗は4/29(水)以降も継続して募集します！また、すべての取扱店舗は専用HPIにて掲載します。

- 【備考】・店舗登録にはメールアドレスが必須となります。メールアドレスをお持ちでない方や設定が難しい方はコールセンターまでご連絡ください。
- ・鎌倉市内に複数店舗がある場合は、店舗ごとに「取扱店舗登録申請書兼誓約書」を作成または申込フォームに入力してください。
 - ・登録いただいた取扱店舗へは6月上旬までに、取扱店舗用配付物一式(ポスター、ステッカー、登録証、取扱いの手引等)を送付します。



問合せ先

鎌倉市「2026 緑むすびカード」コールセンター
 フリーダイヤル ☎0120-811-766

※平日 9:00～17:00(土日祝日除く) ※6月17日～9月16日は、9:00～20:00(土日祝日も対応)。

鎌倉応援物価高騰対策電子商品券「2026 緑むすびカード」取扱店舗登録申請書兼誓約書

鎌倉市「2026 緑むすびカード」事務局 宛

鎌倉応援物価高騰対策電子商品券「2026緑むすびカード」取扱店舗募集のご案内の内容を理解し、本商品券の取扱店舗として、下記のとおり取扱店舗登録の申込みをいたします。

●事業者情報 ※事務関連のご連絡先です。

フリガナ				代表者名	
事業者名					
住所(所在地)	〒				
電話番号	—	—	FAX番号	—	—
担当者名				Eメールアドレス	

●店舗情報 ※HP等で一般に公開される情報です。事業者情報と同じ場合は「同上」とお書きください。

フリガナ					
店舗名					
住所(所在地)	〒				
電話番号	—	—	FAX番号	—	—
事業者業種(該当するもの1つに○をつけてください。)	1.小売業(①スーパー ②コンビニ ③食料品 ④衣料・身の回り品 ⑤雑貨 ⑥その他小売) 2.飲食業 3.クリーニング業 4.理容・美容業 5.宿泊業 6.医療・福祉 7.その他サービス業 8.建設業 9.運輸業 10.その他				
主な取扱品目					
営業時間				定休日	
店舗URL					
店舗紹介文(100字以内)					

●振込口座登録 ※法人の方は、法人名・事業所名と口座名義が一致する口座を登録してください。 ※個人商店の方は、店舗名(屋号)または代表者名と口座名義が一致する口座を登録してください。

金融機関名(ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号(右詰めでお書きください)	口座名義(カタカナ)
1.銀行 5.農協 2.信金 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
銀行コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号(右詰めでお書きください)	口座名義(カタカナ)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上 またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。 6桁目がある場合は※欄にご記入ください↑	1 ※ 0			

◆レンタルモバイルの貸出しを希望される場合は、下記のにチェック(✓)を入れてください。ご記入の住所あてに「レンタルモバイル貸出申請書兼誓約書」をお送りいたしますので必要事項をご記入の上ご返送ください。貸出回数には限りがあり、1店舗につき1台の貸出となります。

<input type="checkbox"/> レンタルモバイル貸出を希望します。	書類送付先	<input type="checkbox"/> 事業者情報の住所 <input type="checkbox"/> 店舗情報の住所	氏名	
--	-------	---	----	--

◆今後鎌倉市の関連課から同種の事業のお知らせをお送りする場合があります。関係課への登録情報の提供について、同意をいただける場合は右記のにチェック(✓)を入れてください。

同意します。

〈誓約事項署名欄〉

私は、裏面の誓約事項について遵守することを誓約し、次の店舗等に該当するため、取扱店舗に申込みます。

・次のいずれかのにチェック(✓)を入れてください。

- 鎌倉市に住居登録のある個人事業主又は鎌倉市に本店登記をしている法人が経営している店舗等です。
- 住民登録が鎌倉市外の個人事業主又は本店登記が鎌倉市外の法人が経営しており、次の店舗等ではありません。
 - ・大規模商業施設(店舗面積が合計1,000㎡を超える大規模小売店舗)内の店舗
 - ・チェーン店(業態・事業内容等に関わらず、事業者が単一資本で合計11以上の店舗等を経営している場合の各店舗等)

年 月 日

〈事業者名〉

〈代表者名〉